

消 防 広 第 266 号
平成 29 年 7 月 31 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 } 殿
東京消防庁・各政令指定都市消防長 }

消防庁広域応援室長
(公 印 省 略)

糸魚川市大規模火災を踏まえた消防広域応援体制の強化について

消防庁では、平成 28 年 12 月 22 日に発生した糸魚川市大規模火災を受け「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について」（平成 29 年 5 月 19 日付け消防消第 117 号）により、本火災を踏まえた基本的な考え方、各消防本部において早急に取り組むべき事項、今後取り組むべき主な事項等を示したところです。

その中で、応援体制の見直しについては、引き続き消防庁において検討し、別途通知することとしておりました。

今般、下記のとおり、都道府県及び消防本部における応援協定等の見直しの方針や取組例について取りまとめました。

糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書において示されているとおり、木造建物が密集した地域での火災では、多くの消防力を迅速に投入することが重要であり、特に小規模消防本部においては他の消防本部から速やかに応援を受けることが必要です。

については、地域の実情を踏まえ、下記内容に留意し、応援体制の強化に向けて取り組んでいただきますとともに、調査への回答をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して周知するとともに、適切に助言いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 糸魚川市大規模火災での応援の状況と今後の対策

糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書における応援に関する事項の概要は、以下のとおりである。

1 火災概要

平成28年12月22日（木）10時20分頃に新潟県糸魚川市で発生した火災は、フェーン現象に伴う強い南風により広範囲に延焼拡大し、大規模な市街地火災へと発展した。糸魚川市消防本部は消防団と連携し、他の消防本部からの応援を受けながら消火活動を行ったが、鎮圧までは出火から約11時間を要し、焼失面積約4万㎡、焼損棟数147棟に及ぶ火災となった。

2 初期の応援・受援の状況

12時00分（覚知から約1時間30分後）、火元から数箇所に飛び火したことから、地元消防本部だけでは消火困難と判断し、相互応援協定に基づき、近隣の上越地域消防事務組合消防本部（新潟県）及び新川地域消防組合消防本部（富山県）に応援要請した。出動した応援隊は、12時55分に最初の消火隊1隊が現場に到着、13時10分に他の3隊が到着し活動を開始している。

13時10分、さらに飛び火からの火災が延焼拡大したことから、新潟市消防局に県内広域応援の要請を行った。15時55分に長岡市消防本部の消火隊1隊が到着、以降順次到着し活動を開始している。その後も、追加の応援要請を行っている。

3 今後の対策（報告書提言）

火災の延焼速度は早く、多くの消防力を迅速に投入することが必要不可欠であり、早期に応援を受ける必要があることから、主に次の対策が必要である。

- ・消防力を最大限出動させるのと同時に応援要請を行うこと。
- ・代表消防本部等が応援要請を代行すること。
- ・隣接消防本部等が応援要請を待たず出動すること。
- ・応援を行う際に管内の消防力が低下しないよう予備車の活用や消防団によるバックアップを考慮すること。

第2 応援体制の強化

1 木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域を有する小規模消防本部における取組

(1) 木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域を有する小規模消防本部においては、必要に応じて、次の方策について検討の上、今年度内を目途に応援体制の見直しを行うこと。なお、木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域については、「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について（通知）」（平成29年7月31日付け消防消第193号）を踏まえ、消防本部において確認・指定した地域を想定しているが、確認・指定が完了していなくとも、該当すると考えられる地域を広くとらえ応援体制の

見直しの検討を進めていくことが望ましい。

ア 火災発生時に消火活動に集中し、応援の要請に時間を要するおそれがあると考えられる小規模消防本部については、木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域において火災が発生した場合には、速やかに都道府県又は代表消防本部、地区代表消防本部若しくは隣接消防本部（以下「代表消防本部等」という。）に電話、ファックス又はメール等（※）により連絡し、火災の状況を共有する体制を構築するとともに、火災の連絡を受けた代表消防本部等が応援要請を待たずに先行的な調査を含め出動できるよう応援協定等の見直しを行うこと。

※取組例は、別添参照

イ 木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域において火災が発生し、あらかじめ策定した出動計画に基づき、最大限の消防力を投入する際には、原則として、同時に他の消防本部への応援要請を行うことを警防計画等において定めておくこと。

ウ 都道府県境にある小規模消防本部については、他の都道府県内の隣接消防本部はもとより、隣接以外の消防本部から応援を受けることが応援の部隊規模や迅速性の観点から有効な場合もあることから、必要に応じて、応援協定を締結しておくこと。

(2) 都道府県においては、各地域の状況を踏まえ、上記(1)アからウまでの方策に取り組むことが必要な消防本部を検討の上、平成29年9月29日（金）までに消防庁まで別紙様式により報告すること。また、当該消防本部における応援体制の見直しに向けた取組状況をフォローアップするとともに、上記(1)ア及びウの方策については、当事者となる消防本部のみでは実現が困難なことも想定されることから、受援側及び応援側の消防本部に対し必要な助言を行うなど積極的に支援すること。

2 道府県等における取組

道府県及び道府県内の消防本部においては、次の方策について検討の上、今年度内を目途に道府県内の相互応援協定等の見直しを行うこと。

- (1) 多数の消防本部に応援要請を行う必要がある場合は、応援要請の連絡を受けた道府県又は代表消防本部等が、応援調整を行う体制を構築し、必要に応じて他の消防本部への応援要請を代行すること。
- (2) 多数の応援隊が出動する場合を想定し、県内応援に関する指揮を統制及び受援側の消防本部の指揮を支援する指揮支援隊を設置し、必要な場合には出動させること。

3 消防本部における取組

消防本部においては、迅速な応援出動や応援隊との連携強化を図るため、次の方

策について検討の上、応援計画、受援計画等の見直しを行うこと。

- (1) 受援に際しては、応援隊も含めた指揮体制や通信連絡体制などの活動調整の方法について決めておくこと。
- (2) 応援に際しては、要請を受けた場合に迅速に出動できるようあらかじめ出動する隊を決めておくこと。
- (3) 応援に際しては、予備車の活用や消防団員の参集体制などにより、応援した際に管内に必要な消防力を維持するための方策を決めておくこと。

【問合せ先】

消防庁広域応援室 明田・望月・兼田

TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

E-mail t.kaneda@soumu.go.jp

火災状況を共有する方法

火災が発生した地域を管轄する小規模消防本部が、迅速に代表消防本部等に火災の発生を知らせる方法として、次の1に加え、可能な場合には2又は3の方法が有効な場合があることから取組の参考にしてください。なお、地域の実情に応じて、これらの方法以外を妨げるものではありません。

＜火災の発生を第一報として伝える方法＞

1 電話、FAX又はメールによる直接連絡

木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域において発生した火災を覚知した場合に、指令業務の担当者等から速やかに代表消防本部等（都道府県を経由する場合もある）に電話、FAX又はメールにより連絡する。なお、各消防本部において火災覚知時に消防団員や住民広報に配信しているメールを代表消防本部等に送信するといった活用もある。

＜火災の発生状況や消防活動の状況を続報として伝える方法＞

2 消防救急無線の受信

隣接する消防本部間又はブロック内等において消防救急デジタル無線の活動波の周波数及び団体コードを開示し、他の消防本部の火災出動時に発信される活動波を受信可能な無線機等を設置することにより、通話内容から火災の状況を把握する。

なお、使用周波数及び団体コードは通信の秘匿性に係る重要な情報であることから、情報の取扱について厳重に管理するとともに、消防救急無線の電波は管轄エリア外には極力届かないよう設計されていることから地形等により必ずしも他の消防本部の無線を受信できるとは限らないことに留意が必要である。

事例（埼玉県の消防本部）

埼玉西部消防局、入間東部地区消防組合消防本部等の埼玉県第2ブロックに属する7消防本部で、常時互いの消防救急無線の通話内容を受信し火災の発生状況や活動の状況を共有している。（この運用により、平成29年2月16日に発生した埼玉県三芳町倉庫火災において、管轄の消防本部が火災を覚知した後、32分で「地区代表消防機関」の先行調査隊が到着している。）

3 火災映像の共有

消防防災ヘリ、高所監視カメラ、ハンディカメラ等で撮影した様々な火災現場の映像を、映像伝送装置を利用して、リアルタイムに都道府県内の消防本部で共有できる体制を構築しておく。

事例（大阪府内の消防本部）

大阪市消防局が、消防ヘリ、高所監視カメラ、ハンディカメラ等により災害現場で撮影した映像を、公衆網を介してタブレット端末を所有する大阪府下消防本部に共有している。

木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域を有する小規模規模消防本部における応援に関する取組状況調査

調査対象 木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域を有する
小規模消防本部(人口10万人未満を目安)

都道府県名	
担当課	
担当者	
連絡先(電話番号)	

【調査ア-1】消防力の不足が予想される火災時に代表消防本部等への連絡体制の有無

回答項目	説明
<input type="radio"/> 実施済み	木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域において発生した火災について、速やかに隣接消防本部、地区代表消防本部、代表消防本部又は都道府県に電話、ファックス又はメール等により火災の発生状況を連絡することになっているのか。
<input type="checkbox"/> 実施を検討	
<input type="checkbox"/> 実施の必要性がない	

【調査ア-2】消防力の不足が予想される火災時に隣接消防本部等が応援要請を待たずに出動できる体制の有無

回答項目	説明
<input type="radio"/> 応援要請を待たずに出動可能	木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域において発生した火災について、速やかに隣接消防本部、地区代表消防本部、代表消防本部が応援要請を待たずに先行的な調査を含め出動できる体制があるか。ここでの応援は、管轄境で発生した火災等の場合に隣接消防から自動的に応援を受けるものを除くものとし、糸魚川市火災のような大規模な火災等により消防力が不足した場合の応援を想定し記載してください。島しょ部など応援の効果が少ないところもあるため、その場合には実施の必要性がないを選択してください。
<input type="checkbox"/> 応援要請を受けてから出動	
<input type="checkbox"/> 実施の必要性がない	

【調査イ】出動計画に応じて、他の応援消防本部への応援要請をする計画があるか。

回答項目	説明
<input type="radio"/> 実施済み	木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域において火災が発生し、あらかじめ策定した出動計画に基づき、最大限の消防力を投入する際には同時に他の消防本部へ応援要請することを計画しているか。島しょ部など応援の効果が少ないところもあるため、その場合には実施の必要性がないを選択してください。
<input type="checkbox"/> 実施を検討	
<input type="checkbox"/> 実施の必要性がない	

【調査ウ】他の都道府県内の隣接消防本部以外の消防本部との協定締結の有無

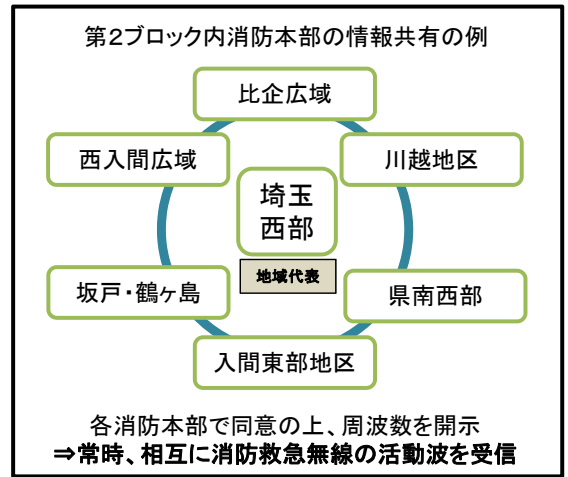
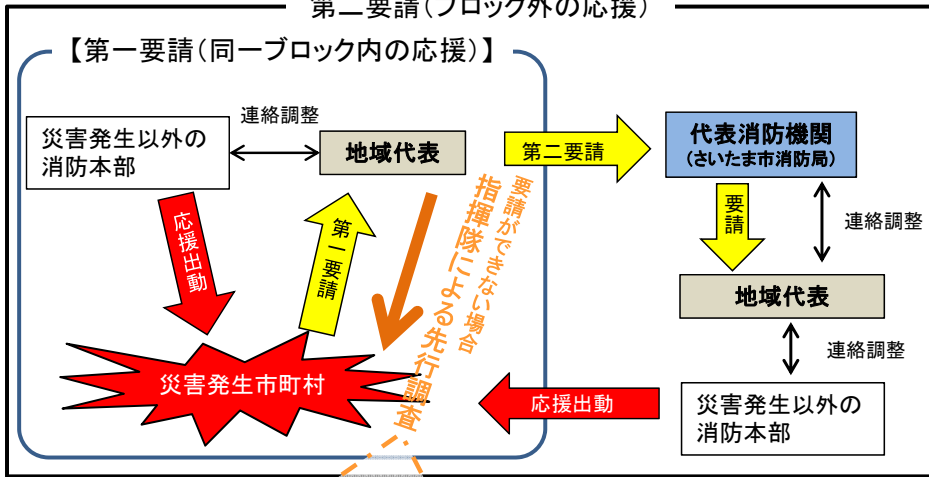
回答項目	説明
<input type="radio"/> 応援協定締結済み	都道府県境にある消防本部において、都道府県外の隣接消防本部はもとより、隣接する消防本部以外の消防本部から応援を受けることが応援部隊規模や迅速性の観点から有効な場合もあることから、必要に応じて、こうした消防本部と応援協定を締結しているか。島しょ部など応援の効果が少ないところもあるため、その場合には地域特性上、県境にない又は締結する有効な消防本部なしを選択してください。
<input type="checkbox"/> 協定の締結を検討している消防本部あり	
<input type="checkbox"/> 地域特性上、県境にない又は締結する有効な消防本部なし	

	消防本部名	消防本部コード (統計調査システムの入力の際に利用しているコード)	調査	回答	補足・備考
1			調査 ア-1		「○実施済み」又は「△実施を検討」を選択した場合、連絡体制の方法をこちらに記載してください。「－実施の必要がない」を選択した場合、その理由及び他の取組内容をこちらに記載してください。
			調査 ア-2		「○実施済み」又は「△実施を検討」を選択した場合、「応援出動する具体的な仕組みや内容」「実施開始(実施予定)時期」をこちらに記載してください。「－実施の必要がない」を選択した場合、その理由及び他の取組内容をこちらに記載してください。
			調査 イ		「－実施の必要がない」を選択した場合、その理由及び他の取組内容をこちらに記載してください
			調査 ウ		「○協定締結済み」又は「△協定の締結を検討している消防本部あり」を選択した場合には、応援側の消防本部名をこちらに記載してください。
2			調査 ア-1		
			調査 ア-2		
			調査 イ		
			調査 ウ		
3			調査 ア-1		
			調査 ア-2		
			調査 イ		
			調査 ウ		
4			調査 ア-1		
			調査 ア-2		
			調査 イ		
			調査 ウ		
5			調査 ア-1		
			調査 ア-2		
			調査 イ		
			調査 ウ		

【地域代表の判断による先行調査】

(埼玉県下消防相互応援協定)

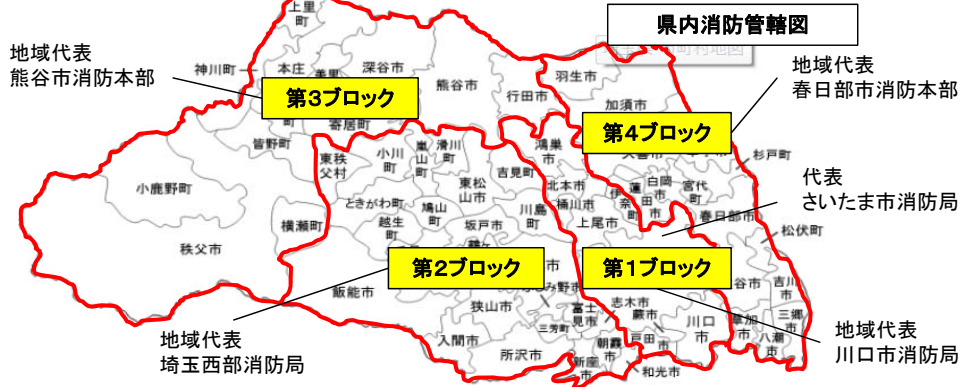
【ブロック内消防本部間の情報共有】



埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準

第16条 (先行調査)

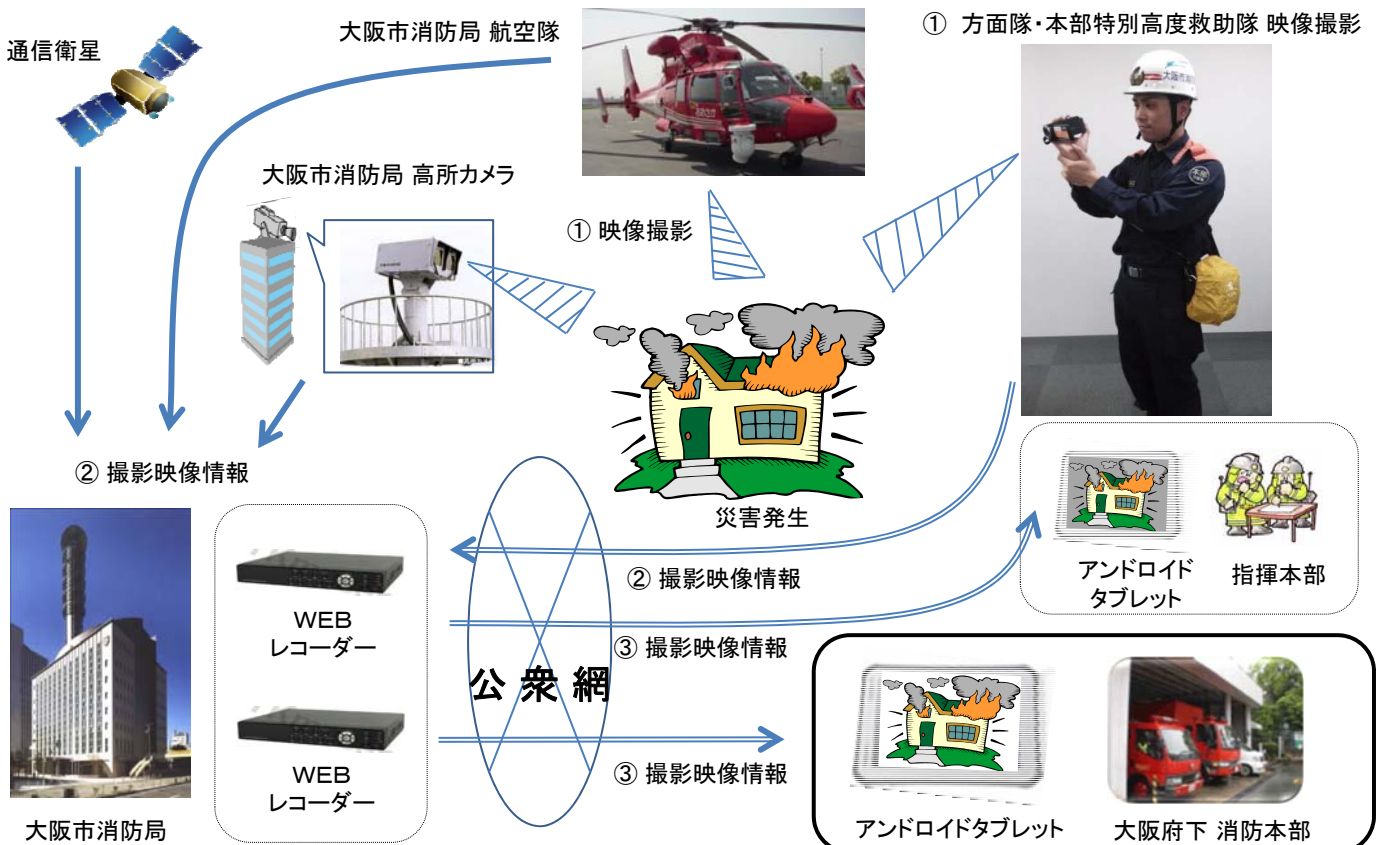
災害が発生した地域代表消防機関の長は、災害発生市町村等の長が応援要請ができないと予想される場合、先行調査を目的にブロック指揮隊を編成し出動するものとし、応援の必要性の有無について災害発生市町村等の長と協議のうえ判断し、第1要請又は第2要請による応援を決定するものとする。



※この運用により、平成29年2月16日に発生した埼玉県三芳町倉庫火災において、管轄の入間東部地区消防組合消防本部が火災を覚知した後32分で、地域代表である埼玉西部消防局の先行調査隊が到着。その後、直ちに第一要請を実施。

大阪府下消防本部における取組例

大阪市消防局が、映像伝送装置を構築し、消防ヘリコプターから空撮された映像、また、地上300mに設置している高所カメラ映像等を、公衆網【NTTドコモLTE回線(ビジネスmoperaアクセスプロによる閉域网)】を介して、タブレット端末を所有する大阪府下の消防本部と映像情報を共有している



糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書（平成 29 年 5 月）第 2 提言 2 各論（4）木造の建築物が密集した地域や強風を勘案した消防活動 ④応援に係わる部分の抜粋

- ・ 消防本部において、応援要請を迅速化するためには、管内の消防力（消防団を含む。）を最大限出動させるのと同時に、応援要請を行うことが必要である。
その上で、応援要請の基準は、火災の発生場所や気象条件等により客観的に判断できるよう、あらかじめ定めておくことが必要である。
- ・ 消防本部において、多数の消防本部に応援要請を行う必要がある場合は、一の消防本部に対して応援要請を行い、その要請を受けた消防本部が他の消防本部への応援要請を代行する等の隣接消防本部等との体制を、あらかじめ構築しておくことが必要である。
- ・ 小規模消防本部では、消火活動に集中し、応援の要請ができないおそれがあることから、隣接消防本部等との間で火災の状況を常時共有できる体制を構築し、被害が大きいと予想される場合は応援要請を待たずに出動することを、あらかじめ当事者間で取り決めておくことが必要である。
- ・ 応援要請を受けた隣接消防本部等において、応援する隊の調整に時間を要するおそれがあることから、出動方面等を考慮して、あらかじめ応援する隊を指定しておくことが必要である。
- ・ 小規模な消防本部では、スーパーポンパーなどの特殊車両の応援要請や交代人員を考慮した応援要請の必要性を、消火活動と並行して判断することが難しいと想定されるため、都道府県や代表消防本部において当該都道府県内の全ての消防本部と応援調整を行う体制を、あらかじめ構築しておくことが必要である。
- ・ 緊急消防援助隊と同様に、都道府県内の応援においても、受援側の消防本部の指揮を支援する隊を、あらかじめ定めておくことが必要である。
- ・ 応援を行う隣接消防本部においても火災が発生した消防本部と気象条件が類似している可能性が高く、応援隊数が限定的になるおそれがあることから、隣接消防本部においては、管内に必要な消防力を維持するために、予備車の活用や消防団員の参集体制について、あらかじめ計画を策定しておくことが必要である。
- ・ 都道府県境にある消防本部では、都道府県外の隣接消防本部以外とは協定を締結していない場合が多いことから、多数の応援隊を確保するためには、隣接消防本部に限らず、比較的近い消防本部とは広く応援協定を締結しておくことが必要である。
- ・ 受援側の消防本部においても、応援隊も含めた指揮体制や通信連絡体制などの活動調整の方法について、あらかじめ決めておくことが必要である。
- ・ 都道府県においては、都道府県内の消防本部と調整し、以上の点に留意して消防本部間の応援・受援の体制の構築を図ることが必要である。
- ・ 消防庁においては、応援体制の見直しの方針を示すことが必要である。